

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 5 年 6 月 9 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 議案第 22 号 愛西市税条例の一部改正について
日程第 2 議案第 23 号 愛西市火災予防条例の一部改正について
日程第 3 議案第 24 号 土地の取得について
日程第 4 議案第 25 号 救助工作車購入契約の締結について
日程第 5 議案第 26 号 令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 6 議案第 27 号 令和 5 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 7 請願第 1 号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを
求める請願書
日程第 8 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	佐 藤 旭 浩 君
3 番	中 村 文 武 君	4 番	河 合 克 平 君
5 番	真 野 和 久 君	6 番	山 田 門左エ門 君
7 番	吉 川 三津子 君	8 番	杉 村 義 仁 君
9 番	角 田 龍 仁 君	10 番	石 崎 誠 子 君
11 番	原 裕 司 君	12 番	佐 藤 信 男 君
13 番	近 藤 武 君	14 番	神 田 康 史 君
15 番	鬼 頭 勝 治 君	16 番	山 岡 幹 雄 君
17 番	高 松 幸 雄 君	18 番	竹 村 仁 司 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	教 育 部 長	佐 藤 博 之 君
健康子ども部長	清 水 栄利子 君	産 業 建 設 部 長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	加 藤 義 久 君
企業誘致課長	藤 澤 寿 章 君	危 機 管 理 課 長	大 野 敦 弘 君
社会福祉課長	伊 藤 義 幸 君	経 営 企 画 課 長	井 戸 田 悦 孝 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷺尾和彦	議事課長	大原守人
書記	村瀬俊彦	書記	杉本昌哉

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることはできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑につきましては、事前に通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行ってください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第22号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第1・議案第22号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第22号：愛西市税条例の一部改正について質問いたします。

今回の税条例の2つのポイントとして、森林環境税と、それから軽自動車税の変更がありますけれども、まず森林環境税について、国のほうが森林環境税をこれから取っていくこととありますけれども、具体的に何のための税金なのか説明をしてください。

また、本来国税であるこの森林環境税が地方税としての市民税と一緒に徴収するのはなぜなのかについてお尋ねします。

また、この課税対象についても、市・県民税との違いはどうなのか。また、市民の負担はどのようなものなのかについてお尋ねします。

それから3つ目として、今、愛知県にはあい森と緑づくり税というのがありますけれども、それとの違いについてお尋ねいたします。また、この森林環境税と緑づくり税との関連についてお尋ねします。

それから、この森林環境税については森林環境譲与税として愛西市にも多分譲与金が来るといふことになるとおもいますが、そうしたものはどのように算出されるのか、また愛西市にはどのぐらいの額が来るのかについてお尋ねをします。

それから、2つ目の軽自動車税についてですけれども、特定小型原動機付自転車とは一体何なのか。また2点目として、特定小型原動機付自転車の税額及びその自転車の取得手続についてお尋ねをいたします。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、まず1点目の森林環境税とはということと、市民税と一緒に徴収するのはなぜかについて御答弁させていただきます。

森林環境税とは、森林の整備等に必要な財源に充てるため創出された国税でございます。

また、賦課徴収については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第7条において、個人の市県民税均等割と併せて賦課徴収する旨が規定されております。

次に、課税対象でございますが、日本国内に住所を有する個人を課税の対象としております。

市・県民税との違いは、市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で住所を有しない者を課税対象としない点でございます。

また、市民の方の負担といたしましては、年税額1,000円でございます。

続きまして、県のあいち森と緑づくり税との違いについてでございますが、森林環境税は国税でございます。あいち森と緑づくり税は県税となります。

2税とも森林の有する公益的機能の維持増進に必要な財源の確保を目的としております。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは森林環境譲与税の計算根拠を、あと愛西市への譲与金の推定額ということで御答弁させていただきます。

まず計算根拠でございますが、私有林人工林の面積、林業の就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されます。

令和5年度の譲与金の推定額は、当初予算額の636万5,000円を見込んでおります。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、軽自動車税の関係について御説明させていただきます。

特定小型原動機付自転車とはということですが、こちらは原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6キロワット以下で、長さ1.9メートル、幅0.6メートル以下、かつ最高速度が毎時20キロメートル以下のものがございます。

次に、税額と取得手続でございますが、年税額は2,000円です。

取得手続は、一般的な原動機付自転車の登録手続と同じく、必要書類を添えて申請をしていただき、標識を交付いたします。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

今説明で、まず森林環境税のほうですけれども、基本的に法律で決まっているからという話がありましたが、本来市民税、いわゆる地方税と国税を一緒に取るという、なぜ市が国税を一緒に取らなきゃならないのかというのはあると思いますけれども、それと同時にこれはいわゆるこれまでの東日本大震災の復興税をこちらに振り替えたというようなこともあってこういう形が取られたのではないかとこのように思いますけれども、その点についてどうでしょうか。

もう一つは、県の緑づくり税と森林環境税はほぼ同じ目的になっていると思うんですけども、ある意味税金二重取りというような状況にもなっておりますが、愛知県のほうからは、緑づくり税の今後の取扱い等についての連絡等があるのかどうかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、軽自動車税のことですけれども、いわゆる動力付のキックボードがこの特定小型原付になると思うんですけども、これは免許が要らないということもあって、非常に比較的容易に取得ができるというようなことにもなると思うんですけども、そうしたところで、今後愛西市として、いわゆるこの特定小型原動機付自転車についてどのように交通等の安全等を考えているかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

まず国税と市・県民税と一緒に併せてということですが、こちらは先ほども御答弁させていただきましたが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において定められておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、県のあいち森と緑の税の今後の関係でございますけれども、こちらのほうはまだ具体的なことは示されておられません。

それから、特定小型原動機付自転車の交通安全の関係でございますけれども、こちらは一般的な交通安全の関係での啓発をすることになるというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第23号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・議案第23号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第23号：愛西市火災予防条例の一部改正について質問をいたします。

今回、電気急速充電設備等についての定義を見直すということになりますが、この条例改正で具体的に変更となる内容について、もう少し詳細に教えていただけますでしょうか。具体的に示していただければ助かりますが、お願いします。

あと、ここでいう急速充電設備ということについてはどのような形象、形状のものになるのか教えてください。

また、この急速充電設備というのは、この愛西市内で何か所ぐらいあるのか併せて教えてください。お願いします。

以上3つです。

○消防長（加藤義久君）

まず1点目の具体的に変更となる状況ですが、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受けて、全出力が20キロワットを超えるもの全てを急速充電設備として扱うこととするものでございます。

2点目の急速充電設備とはですが、短時間で充電する設備でございます。

3点目につきましては、市内にはございません。以上です。

○4番（河合克平君）

高出力でということ20キロワットを超えるものということです。

これは危険であるということで改正が火災予防ということでされるのかなあとと思うんですが、こういった危険性が予想されるのか、分かれば教えてください。

あと、市内の急速充電設備についてはないということですけど、今後社会的な要求というのは出てくると思うんですが、今後増える見込みというのは市としては見込んでいるのか教えてください。お願いします。

○消防長（加藤義久君）

まず危険性についてでございますけれども、総務省消防庁において火災リスクについて検討がなされ、これまで急速充電設備の火災発生事例がないことや、新たな火災危険は確認されないとの結果が出されておりますので、こういった改正となりました。

2点目の高出力により今後の見込みということですが、今のところ設置の見込みとかは分かりませんということで御了承ください。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第24号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・議案第24号：土地の取得についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第24号：土地の取得について質問します。

まず、令和5年度を含め、取得した土地は何筆か。また、地権者は何名かお願いいたします。それから、土地の取得の総額は幾らになるのか教えてください。お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、まず取得した土地の筆数、地権者の何名かということでございますが、令和5年度を含め取得した筆数は28筆、地権者は22名で、最終的には今議案を含め、筆数は29筆、地権者は23名となります。

土地取得の総額でございますが、3億5,414万9,121円となります。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

土地の今の総額が分かったんですけれども、これの財源の内訳はどういうふうになっているのか1つ。

もう一点は、この工事が秋頃開始するのではないかと思うんですけれども、この東西の土地の引渡しはどのようになっているのかお尋ねします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

まず財源の内訳でございますが、財源は国庫補助金として社会資本整備交付金と、あとは起債を活用してございます。以上です。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

土地の引渡しについてはということでございますが、作付の終わる7月末をもって全筆土地の引渡しを完了としております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第24号：土地の取得について質問いたしますが、何度も聞いていることですが、再度お伺いいたしますが、この1平方メートル当たり9,500円というこの根拠、どのような根拠で9,500円なのか。一般的には本当に3分の1、または10分の1ほどで取引されているところもあるようですが、この根拠を教えてください。

また、この土地の周辺で構いませんが、固定資産の評価というのは、大体1平米当たり幾らぐらいの評価がされているのか教えてください。

続いて3点目ですが、道の駅の周辺の土地の取得状況というのは、今先ほど28筆で22人の地権者で、あとこの部分を含めて29筆で23人になるということが回答がありましたので、まずはその質問については回答をいただいたということです。

あと、この今回の部分で土地取得は完了しているということについても、先ほど回答をいただきましたので飛んで、あと土地の買取りの総額についても先ほど3億5,474万でしたか、その金額について再度お伺いしますが、この3億という細かい数字まで教えていただきましたが、もう一度その金額についてだけ教えていただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

まず、9,500円の根拠でございますが、不動産鑑定評価額と、あと土地価格の変動を踏まえ算定し、1平方メートル当たり9,500円ということになります。

その次、土地買収の総額でございますが、いま一度、3億5,414万9,121円でございます。以

上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

固定資産の評価額の関係でございますが、特定の固定資産の評価額につきましては、お答えは差し控えさせていただきます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

では、この先ほど9,500円の根拠については不動産の鑑定評価額と変動価格だということでしたが、鑑定評価額というのは幾らで、それにどのように変動をするかということについて、具体的な数字が分かれば教えてください。

あと、この固定資産評価というのは、この個別の評価ということではなくて、個別の評価は聞いても教えていただけなかった記憶もありますので、この周辺の一般的な資産評価、役場がしている固定資産評価というのは大体幾らぐらいなのかということについて、再度教えていただけますでしょうか。お願いします。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

先ほどの不動産鑑定評価額と土地価格の変動ということでございますが、まずは令和3年7月に不動産鑑定評価額1平米9,500円という鑑定額を踏まえまして、昨年令和4年9月に時点修正という形で価格動向を精査しました。その結果、変動なしということで1平米9,500円という根拠になっております。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

固定資産の評価額につきましてですが、こちらは所有者以外の方への公表は行っておりませんので、お答えはしていません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第25号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・議案第25号：救助工作車購入契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第25号の救助工作車購入契約の締結について質問をさせていただきます。

以前やはりこういった消防関係の車は独占企業から買うというか、入札がなかなか成立しなかったということがありましたので、そういった趣旨に基づいて質問をさせていただきます。

今回、指名業者と指名業者名、どんなところが参加しているのか。また、この指名業者を決

定する方法、どのようにして決定をしたのか教えていただきたいと思います。

それから、予算の積算、どのような方法でこの金額を市のほうの担当部署で決めたのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、今回救助工作車を購入するわけですけれども、今までにないような特徴ある仕様が含まれているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、1点目の業者の決定についてでございますが、愛西市に入札参加資格の届出を出していただいている業者の中から、救助工作車の取扱いのある業者を選定し、入札指名業者審査委員会において決定をしております。

また、指名業者でございますが、まず平和機械株式会社、株式会社三陽商会、株式会社赤尾名古屋支店、小川ポンプ工業株式会社名古屋出張所、日本機械工業株式会社名古屋営業所、長野ポンプ株式会社、内外物産株式会社、帝国繊維株式会社、キンパイ商事株式会社名古屋支店、株式会社モリタ名古屋支店でございます。

○消防長（加藤義久君）

私からは、積算方法、仕様の特徴について御答弁させていただきます。

設計額につきましては、車両本体と積載する救助資機材、それぞれ計上し、合計した金額で算出いたしました。

仕様につきましては、4輪駆動のオートマチック車両となります。地域特性として、舟や船外機が積載できることが主な特徴でございます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

先ほど入札の参加資格があるということで、それでこの救助工作車を扱えるような業者から選んだということですが、これは今該当するところ全て指名をされたのか、その点お伺いをしたいと思います。

それから、先ほど積算、契約の金額、予算の金額の積算については、どのような車両にするかとか、どのような内容にするかということで決定をしたと答弁がありましたが、その根拠となる金額はどこから持ってきたのか、それについてお伺いをしたいと思います。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

指名業者の関係は、先ほど申し上げた業者全て指名をさせていただいております。以上でございます。

○消防長（加藤義久君）

積算の根拠でございますが、車両シャシ約1,700万、艀装に4,000万、附属品について約3,000万ということで計上いたしました。以上です。

○7番（吉川三津子君）

ちょっとかみ合っていないので、お願いします。

○議長（杉村義仁君）

ちょっとお待ちください。

答弁がちょっと、質問の内容。

○消防長（加藤義久君）

失礼いたしました。

それプラス資機材合計約4,000万……。

○7番（吉川三津子君）

議長、もう一度質問してよろしいでしょうか。

もう一度質問します。

○議長（杉村義仁君）

質問内容を詳しくちょっと説明してください。

○7番（吉川三津子君）

積算の細かい明細を申し上げているのではなくて、この金額はどういったところから、今までの経緯とか、よその金額とか、どこかにそういった基本になる資料があるとか、そういったどこからこの金額、根拠になる単価を持ってきたのか、それをお伺いしております。

○消防長（加藤義久君）

失礼いたしました。

業者3者から見積りをいただき、予算を合計いたしまして計上させていただきました。以上です。

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第25号：救助工作車購入契約の締結についてについて質問いたします。

先ほど指名業者についての名前をおっしゃっていただきましたが、再度確認のため、業者の名前を教えてください。

あわせて、各業者からどういった価格で入札があったのか、併せて教えてください。

今回モリタさんについては1億3,970万円ということですが、予定価格からする落札率というのは何%なのかお伺いをします。

あと、これは車両入替えという理解をしておりますが、従来の工作車についてはどのような処分をするのかということと、従来の工作車はどのくらい経過をされていて、どんな問題が発生しているのかと替えるというふうに判断されたのか、その経過年数等を含めて教えてください。お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

指名業者の関係と入札価格の関係でございますが、御答弁させていただきます。

各業者の入札価格につきましては、いずれも消費税及び地方消費税抜きの金額で御答弁させていただきます。

まず、平和機械株式会社1億3,860万円、株式会社三陽商会1億5,000万円、株式会社赤尾名古屋支店1億6,000万円、小川ポンプ工業株式会社名古屋出張所1億9,500万円、日本機械工業

株式会社名古屋営業所 1億3,900万円、長野ポンプ株式会社、未入札でございます。内外物産株式会社 1億4,900万円、帝国繊維株式会社は辞退となっております。キンパイ商事株式会社名古屋支店 1億5,000万円、株式会社モリタ名古屋支店 1億2,700万円でございます。

なお、落札率は99.8%となっております。以上でございます。

○消防長（加藤義久君）

私からは、経過年式及び処分方法について御答弁させていただきます。

従来の救助工作車の経過年式につきましては21年経過しております。処分方法については、競売を予定しております。以上です。

○4番（河合克平君）

落札率が99.8%ってかなり予定価格と似通った金額なんだなあというふうには分かりましたが、これはもともと予定価格が本当にぎりぎりのラインを設定していたのでこのくらいになったのか、ちょっと評価というか99.8%って、談合とは言いませんけれども、99.8%の落札率、あまりにも近い数字だなあというふうには思うので、これは市としてどういう評価がされているのか教えてください。

あと、従来の工作車の経過年数21年ということですが、不具合があつての入替えかというふうには思うんですが、どういった不具合があつて、困ったことがあつてこれは入れ替えるほうがいいだろうという判断をされたのか、その判断基準があれば教えてください。お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

落札率の関係でございますけれども、こちらは指名業者10者による競争入札の結果であると認識をしております。以上でございます。

○消防長（加藤義久君）

更新の理由でございますけれども、故障時の修繕対応も困難となっていること、資機材を含めた代替品等の対応ができなくなったためでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第26号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

これから補正予算の質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。予算質疑でありますので、予算書のページ数及び款項目を示してから、発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

日程第5・議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を

行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問します。

10ページ、11ページになるんですけども、2款1項14目18節のところの補助金の200万円ということで自主防犯活動促進事業費ですが、これのまず周知はどのように行っていくのかお聞きします。

それから、補助制度は今年度だけの予定なのか。

それから、特殊詐欺対策機器購入補助の対象を65歳以上の方のみで構成される世帯構成員等となっておりますけれども、この対象をこういうふうにした理由を教えてください。お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

順次御答弁させていただきます。

防犯カメラ設置補助については、広報紙、ホームページへの掲載、総代へ通知をすることで周知してまいります。

特殊詐欺対策機器購入補助については、広報紙、ホームページへの掲載、防災メール、各種SNS、高齢者に関する課や機関の窓口チラシを設置してまいります。

補助制度の今年度だけの補助制度かという部分で御答弁させていただきます。

本補助制度は、愛知県との協調補助です。県では、令和5年度から令和8年度までの4年間で集中的に実施していくこととしております。県と歩調を合わせ、4年間の時限的な補助としていきます。

次に、補助対象、65歳以上の方のみで構成されているについて御答弁させていただきます。

理由としましては、限られた予算でより効果を上げるため、独り暮らしの高齢者、高齢者のみで構成される世帯の構成員、日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の高齢者としております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

4年間でやっていくということで、今対象になった理由のところもお聞きしましたけれども、今の答弁の中で、よりその効果という話がありましたけれども、その効果を上げるためのそういう分析とかはどのようになっているのでしょうか。お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

65歳以上とするその効果、根拠としましては、特殊詐欺に遭われる方の88.4%が65歳以上であることから、補助対象を65歳以上の方を対象としております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、2番・佐藤旭浩議員、どうぞ。

○2番（佐藤旭浩君）

では、議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問させていただきます。

10ページ、11ページ、2款総務費、1項総務管理費、14目防犯費、18節の負担金、補助及び交付金についてなんですが、まず自主防犯のこの補助金200万についての防犯カメラ設置の補助上限額の算定方法についてお伺いいたします。

あともう一点ですが、防犯カメラの設置の申請において、必要書類と設置の条件、申込みの開始はいつになるかをお伺いします。お願いします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

上限額の算定方法について御答弁させていただきます。

本補助金は、愛知県との協調補助であり、県の補助要綱において補助率及び補助上限額が定められており、防犯カメラの設置補助は市の補助上限額の2分の1以内、1件当たりの上限額は17万円。市では県の補助上限額を基準に自治会による設置費の上限を34万円としております。

次の防犯カメラの設置の申請において必要書類とする条件に関して御答弁させていただきます。

防犯カメラの申請に当たっては、防犯カメラ設置が自治会の総意であることが分かる会議録、住民等が撮影範囲に入る住民の同意書、防犯カメラの設置・運用に係る規定、防犯カメラの管理責任者・取扱者の指定に関する書類などの書類を準備していただく必要がございます。以上でございます。

**○2番（佐藤旭浩君）**

申込時期は、開始時期は。

**○議長（杉村義仁君）**

すみません、答弁漏れです。

**○危機管理課長（大野敦弘君）**

申込み開始時期につきましては、8月1日から申込み開始を予定しております。以上です。

**○2番（佐藤旭浩君）**

ありがとうございます。

算定方法は分かったんですが、予算額をもし超えた申請があった場合、市としてはどのように対応していくか、もし今の時点で分かれば御答弁をお願いします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

予算の範囲内における補助と考えております。

また、今回の補助事業は愛知県との協調補助となり、県と同様に令和5年度から令和8年度までの事業期間となります。

市としましては、今年度補助を受けられなかった方につきましては、来年度も補助事業を予定している旨を周知することを考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、13番・近藤武議員、どうぞ。

### ○13番（近藤 武君）

議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、大きく2点質問させていただきます。

ページ数、10、11ページ、先ほど来ありました2款総務費、1項総務管理費、14目防犯費、18節負担金、補助及び交付金200万円の自主防犯活動促進事業に関してですが、先ほど馬淵議員と旭浩議員の答弁でもありましたが、通告どおり進めさせていただきます。

4点お願いいたします。

この事業を行うに当たっての経緯、背景など教えていただきたいと思っております。

2点目として支給額の積算根拠と件数、3点目に事業を進めるに当たってのスケジュール、4点目に周知はどのように考えているのかお尋ねいたします。

続きまして、同じページ数であります。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、2目事業者支援対策費、18節負担金、補助及び交付金6,500万円のところであります。

この事業を行うに当たっての経緯、背景をお聞かせください。また、この事業を進めるに当たって申請などを含めたスケジュールなども教えてください。以上です。

### ○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、経緯、背景について御答弁させていただきます。

本市においては、令和4年の刑法犯認知件数が前年に比べ増加するとともに、特殊詐欺犯罪につきましても大きく増加しております。また、以前より防犯カメラの設置について補助制度がないか問合せを受けており、他市町村の状況について情報収集を行ってまいりました。

こうした中、愛知県においても市町村と連携して地域の防犯力の向上を図るため、令和5年度に新たに補助制度を創設し、令和8年度までの4年間で集中的に対策を取り組んでいくことが分かりました。

本市としても県と協調して本事業を実施することとし、補正予算で提案させていただいたところでございます。

続きまして、根拠と件数につきましてです。

本補助制度は、愛知県との協調補助であります。県の補助要綱では、市の補助金額を対象経費として補助率は2分の1、1市町村当たり補助上限額を100万円としていることから、市の補助金の予算額は200万円としております。

件数においては、防犯カメラは4件、特殊詐欺対策機器は128件としております。

続きまして、スケジュールと周知について併せて御答弁させていただきます。

補助金申請の受付をそれぞれ8月1日から開始します。議決後速やかに要綱を制定し、周知を図ってまいります。

防犯カメラ設置と特殊詐欺対策機器購入の補助では対象が異なりますので、周知方法も異なってまいります。

防犯カメラ設置については、広報紙、ホームページ、総代に通知することで考えております。

特殊詐欺対策機器購入については、広報紙、ホームページ、防災メール、各種SNS、高齢者に関する課や関係機関の窓口などにチラシを設置することで周知を考えております。

申請受付の終了時期については、防犯カメラの設置は2月末日までに事業が完了することを要件として受付いたします。また、特殊詐欺対策機器購入は2月末までに請求書を提出していただくことになります。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは事業者支援の関係でございます。

初めに、経緯、背景でございます。

この事業を行うに至った背景につきましては、昨今の物価高騰による原材料価格、あと飼料価格等の一段の高騰がございます。

経緯につきましては、商工会やあいち海部農業協同組合からの情報などにより、製造業者における電気代の高騰や畜産業者における飼料価格の高騰の実態を把握し、事業経費の逼迫の解消の手助けをすることによる事業継続を支援する事業を行うことといたしました。

次に、スケジュールでございます。

今議決後、7月上旬には要綱と様式を作成し、周知の手段として、7月中旬に事業周知チラシの作成、ホームページに事業内容等をアップいたします。広報8月号に事業内容を掲載し、8月1日から申請受付を開始いたします。8月中旬までに受け付けた分につきまして、申請者に交付決定通知を送付し、同月下旬に支払いを行うということでございます。以降、9月、10月は各月中旬、あと下旬に支払いを行い、11月につきましては中旬1回のお支払いを予定しております。

申請から支払いまでを短時間で行うようにしたいと考えております。以上でございます。

#### ○13番（近藤 武君）

ありがとうございます。

それぞれちょっと再質問を少しさせていただきます。

自主防犯活動のところで、先ほど周知の関係がありましたが、特にカメラのほうですが、やはり取りまとめていただく総代さん、自治会の代表者の方への周知のほうが重要になってくると思いますが、そののところはどのような考えで進められるのかお尋ねいたします。

続きまして、事業者支援のほうであります。

申請手続についてどのように行われるのか、受付体制とかはどのように考えられているのか、またこの支援金の税法上どのような扱いをされるのかお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

総代への通知について、各総代に対して補助制度を創設した旨の通知文と制度内容、手続の流れ、必要な書類などをまとめた案内チラシを同封し、郵送することを予定しております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

事業者支援の申請の手続についてということでございます。

愛西市エネルギー等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書と愛西市エネルギー等物価高騰対策支援金の申請に関する誓約・同意書、こちらに必要な事項を記載の上、必要書類を添えて申請をしていただきます。

申請場所は、愛西市産業建設部産業振興課の窓口で受付をいたします。

あと、愛西市商工会員の製造業者につきましては商工会の本所及び南支所で、あと施設園芸農業者、畜産業者はあいち海部農業協同組合北部営農センター、同じく北部営農センターの園芸課でも受付をいたします。また、郵送でも受付をいたします。

次に、受付の体制でございます。

市役所では、正規職員10名と、あと会計年度任用職員1名で対応をいたします。

また、愛西市商工会、あいち海部農業協同組合では、通常の業務体制にて受付のほうをいたします。

最後に、支援金の税法上の取扱いでございますが、個人も法人もいずれも課税の対象となります。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について5点ほど質問させていただきます。

まず7ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の関係で、今回このコロナ感染症対応地方創生臨時交付金が歳入として計上されているわけですが、この交付金の上限額というのは決まっているのか。決まっているのであれば、その金額を教えてください。

それから、今回いろんな事業がされているわけですが、この対象事業はどのように決めたのか、庁舎内でどのようなプロセスを踏んだのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、皆さん質問されておりましたが、11ページの総務費、総務管理費、防犯費の自主防犯活動促進事業費についてお伺いをしたいと思います。

重複しているところもありますが、この自治会の防犯カメラと高齢者の特殊詐欺という説明があったわけですが、この2つの事業の金額の振り分け、内訳について、件数については4件と128件とありましたが、財源がどのように振り分けられているのか教えてください。

それから、防犯カメラの機器管理、それから映像の管理なんですけれども、そういったカメラの管理、そしてやはり個人情報との関係もありますが、映像管理はどのように誰がしていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、募集と決定について質問事項を上げておりましたが、答弁がありましたので、後ほど再質問のほうはさせていただきます。

それから、13ページの2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、5目の住民

税非課税世帯支援事業費についてお伺いをしたいと思います。

国のほうは今回今までと違って交付対象として世帯全員の住民税均等割が非課税としか記載がされておられません。ですから、県下の3分の1で交付できる対象世帯数を自治体判断で増やす努力をしております。

この世帯全員が課税者の税法上の扶養者になっている世帯というのを追加している自治体が県下で3分の1ぐらいあるわけで、犬山市でも約400世帯が今までよりも対象者を増やしているわけです。

愛西市の場合、今回この給付する非課税世帯の対象、この非課税世帯とは一体何なのかという、どのような定義をして支給されるのかお伺いをしたいと思います。

そして、この非課税世帯の定義を広げて支給した、支給しようとしている県下の自治体、3分の1あると聞いておりますが、どこの自治体なのか教えていただきたいと思います。

そして、このように支給者を増やした場合、当然財源が膨らむわけですが、財源はどのように、国から来るのか、市で持つのか、その辺の財源についてお伺いをしたいと思います。

それから13ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費の関係でお伺いをいたします。

この間ずっと3歳以上の保育料とか3歳未満へのケアが大変かけておりますが、この3歳未満への支援について協議されたのか、これに代わって何らかの措置を取られるようなことがあるのかお伺いをしたいと思います。

それから、15ページの6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費についてお伺いをいたします。

この補助の内容と補助先の決定のプロセスは、どうされていかれるのかお伺いをしたいと思います。

そして、この事業の成果目的、何を目的にこの事業をされるのか、そしてこの事業評価、客観的なものではなく、こういった数字で見えるような事業評価はどのようにされていくのかお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

上限額の金額について御答弁させていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新たに低所得世帯支援枠が設けられています。

この低所得世帯支援枠は、住民税非課税世帯への物価高騰重点支援給付金の給付費及び事務費に係る交付金で、その交付限度額は給付金の対象となった令和5年度住民税非課税世帯の実績数に3万円を乗じた額及び事務費分となります。残りの1億8,141万6,000円は、推奨事業メニュー枠として国から提示されている市単独事業の交付限度額でございます。

続きまして、対象事業のプロセスにつきまして御答弁させていただきます。

今回の臨時交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し重点的・効果的に事業を実施できるよう国から交付されるものです。

対象事業につきましては、臨時交付金の趣旨、交付限度額を踏まえ、事業費総額、対象者、事業効果、過年度実施事業については事業評価、国・県事業との重複などを勘案して決定しております。以上でございます。

#### ○社会福祉課長（伊藤義幸君）

住民税非課税世帯支援事業費につきましてお答えさせていただきます。

愛西市での非課税世帯の定義につきましては、令和5年度の世帯全員が住民税が非課税の世帯で、世帯外などのほかの課税者の税法上に扶養になっていない世帯でございます。

続きまして、非課税世帯の定義を広げて支給した県下の自治体につきましては、5月26日現在で、日進市が令和5年度住民税所得割のみ非課税の世帯を支給対象予定としているとのことです。また、家計急変世帯を支給対象予定としている市町村は、近隣では一宮市、稲沢市、大治町と伺っております。

最後に、範囲を広げて支給した場合につきましては、範囲を広げて支給した分は全て一般財源となります。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

失礼しました。自主防犯活動促進事業費の答弁が漏れておりました。

自治会の防犯カメラ、高齢者の特殊詐欺等について、財源の内訳について御答弁させていただきます。

防犯カメラ設置と特殊詐欺対策機器購入を合わせ自主防犯活動事業費の財源につきましては、県補助金として100万円、一般財源が100万円となります。

続きまして、管理者につきましてはですが、自治会で防犯カメラの管理責任者と取扱者を定め、管理をしていただきます。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、3歳未満児への補助についてです。

給食代を支払っている3歳以上の保護者の物価高騰に対する支援のために行うものであり、今回は給食代としての支払いがない3歳未満児の補助は考えておりません。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、新規就農補助の関係でございます。

補助内容と事業の目的につきましては、新規就農総合支援事業は、49歳以下の新規就農者に対しまして就農直後の所得を確保する資金を交付するものでございます。所得要件などがありますが、国の補助事業で最長3年間、年当たり150万円が補助されます。また、国の補助制度を併せて愛西市の新規就農支援交付金を1回限り100万円を交付いたします。

新規就農経営発展支援事業は、49歳以下の新規就農者に対し就農後の経営発展のために機械、施設等の導入を支援するものでございます。補助対象の事業費は500万円以下で、今回はレンコン農家の機械（バックホー）で361万2,000円となります。

申請の手续といたしましては、令和5年1月にJAより就農相談を受けて聞き取りを実施し、2月上旬にJAさんと愛知県と愛西市と本人で面接をし、補助金の申請を行いました。

愛知県や国の精査を受けて、4月中旬に愛知県より事業採択の連絡をいただき、補正予算計上に至っております。

続きまして、事業評価はということでございます。

事業評価につきましては、毎年経営状況を確認し、圃場等の視察も行い、進捗状況を確認いたします。補助金の支給期間が終わってからも5年間同様な調査を行い、事業継続と事業計画の推進を図っております。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

それでは、順次質問をさせていただきたいと思えます。

最初に質問いたしました新型コロナウイルス感染症対策の交付金、7ページのほうですけども、歳入のほうですけども、この決めたプロセス、庁舎内で事業をこのように選定したんだというそのプロセスについて1回目に質問したんですけども、詳しい説明がございませんでしたので、答弁のほうを求めたいと思えます。

それから、それぞれ今回今までも事業が出てきておりますが、事業評価もきちんと国のほうに報告する義務があって、それがかなり厳しくなっていると思えますが、この評価方法はどのように、どのような部署で行われていくのかお伺いをしたいと思えます。

それから、あと11ページの防犯カメラの関係でございます。

この機器については自治会のほうが機器管理をする、映像の管理、映ったものについての個人情報等が含まれているわけですので、やたらこれが誰でも見られるような状況とか、そういったことが大変まずいわけですけども、こういったものがどのように市民の方の個人情報が守られるような状況がつけられるのか、つけられているのか、その点についてお伺いをしたいと思えます。

それから、募集と決定のところで再質問なんですけど、自治会の総意で募集に対して議事録を提出していくんだというお話がありました。この自治会の総意とは、総意が分かる議事録とは、具体的にどういったものなのかお伺いをしたい。

それから、高齢者の特殊詐欺の要望なんですけど、高齢者になると自分で申請ができないわけです。そういった部分について、民間のケアマネとかそういった事業所への周知等は考えられているのか。いろんな事業をされていますが、高齢者に情報が届いていない。そういう現状がありますので、その点どう考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思えます。

それから、住民税非課税世帯への支援についてですが、もう一度お伺いをしたいのは、世帯全員が課税者の税法上の扶養になっている世帯というのが、今回以前に加えて愛西市は追加されているのか、そこをしっかりとちょっと答弁をいただきたいと思えます。

これは、今回国のほうが募集の仕方が変わっているんですよ、言い回しが。それを自治体判断にしているんです。そういった状況で、こういったことをきちんと協議をして、どこまで広げるのかという協議をしたのか。したならば、どのような協議をして結論を出したのか説明をいただきたい。

そして、それとも市独自の判断ができるということに気づけなかったから従来どおりの範囲

になってしまったのか、その辺、御答弁をいただきたいです。これは、自治体判断でできるということは、国のほうのQ&Aにきちんと出ているわけですね。この財源も、先ほど一般財源と答弁されましたが、これは枠を増やしても交付金で出しますよと国のほうがQ&Aで出しているわけです。そういったところで、先ほど答弁がちょっと違っていたので、この状況がしっかり把握できないまま住民税非課税世帯への給付が始まっていくのではないかと感じておりますので、その辺のところ、気づいたのか気づかなかったのか、ちょっと解釈を間違えていたのか、その辺をちょっとしっかり説明をいただきたいと思います。

これをきちんとしていかないと、愛西市は損をしたことになりますので、もう一度その説明を求め、今からでも見直しが利くのか、既に国のほうに金額を上げてしまって、もうにっちもさっちもいかないのか、その辺についても確認をさせていただきたいと思います。

そして、13ページの3歳未満への支援のことを少しお伺いしたわけですが、今回十分給食がないから該当しないよということは分かりますが、いろんな施策の中で3歳以上に特化した支援が大変多くなっている現状だと思います。3歳未満でもミルクを飲みます。そういったところでの支援について協議されたのか、その点について再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、15ページの農林水産業の関係の補助でございます。

こちらは農協さんのほうが大きく窓口の役割を果たしていくということですが、最近農協さんとあまり接点を持たずに農業をされる方も増えてきているわけですが、そういったところへの広報はどうされているのか確認をさせていただきたいと思います。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

プロセスにつきまして御答弁させていただきます。

各部から提案のあった事業について、部長級の職員の中で対象事業を選定し、事業内容を精査の上決定しました。

続きまして、防犯カメラの管理につきましてですが、自治会内において管理責任者、取扱責任者を指定し、映像を確認できる方を限定していただきます。以上でございます。

#### ○経営企画課長（井戸田悦孝君）

私からは、臨時交付金の充当事業についての評価についてお答えをさせていただきたいと思います。

それぞれ年度が終了した後に、各課でおののおそれぞれ評価は行っていただきます。

私どもとしましては、最終的に外部委員さんを交えた愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会、こちらのほうで最終評価を行ってまいる予定でございます。

この結果については、今までの事業についてもホームページ等で公表をさせていただいております。以上です。

#### ○危機管理課長（大野敦弘君）

自治会の総意につきましては、自治会の中で話合いのほうを行っていただきまして、そこで決定のほうをしていただければ、それを総意とすることとしております。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

特殊詐欺の高齢者の申請ですが、委任状をもって代理申請が可能となっております。以上でございます。

○社会福祉課長（伊藤義幸君）

世帯外の他の課税者の税法上の扶養になっている方につきましては、今回は入っておりません。

対象を広げるかどうかの協議につきましては、低所得世帯の支援枠の対象になるところを今回の対象にするということで検討しました。別のエネルギー等物価高騰対策支援事業を多数補正計上しておりますので、総合的に勘案して今回の低所得世帯の支援枠の基準どおりといたしました。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、3歳未満児への協議についてですが、まず入所率としては、3歳未満の入所率は2歳代で50%前後、1歳代で40%の入所率ということで、3歳以上の入所率は100%に近いということで、園内での給食費に視点を当てています。

また、3歳未満については、現在伴走型相談支援に併せて経済的支援として切れ目のない子育て支援策として、出産・子育て応援ギフトとして妊娠時に5万円、出生時に5万円、加えて1歳の節目に市単独補助として1歳児子育て応援給付金で5万円を支給しています。

そのほか様々な副食代に加えておむつの廃棄のための補助など、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、新規就農者、特に個人的に就農されたというような感じでよろしいでしょうか、そういう方の周知ということでございます。

私どものほうもこの国や県のほうの補助金を使う新規就農者というのは把握できる場所がありますが、なかなかそれ以外の方というのは把握はできないような状況であります。

ただ、とはいえJAのほうではしっかりとその辺は周知はさせていただいておるのと、私どもも問合せ等にはしっかりと対応させていただいています。

あと、当然愛知県とか当然普及情報や何かの営農相談等もありますので、そういうときにまた周知のほうをいろいろと協力していただくということで進めております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

ここで、休憩を取らせていただきます。再開は10時55分といたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、9番・角田龍仁議員、どうぞ。

○9番（角田龍仁君）

それでは、議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、通告書のとおり質問させていただきます。

先ほどとかぶってはおりますが、通告書の質問をさせていただきます。

14ページ、15ページの6款1項3目18節負担金、補助及び交付金の新規就農経営発展支援事業費361万2,000円ですが、当初予算にはない事業ですので、その内容を詳しく教えてほしいです。よろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

新規就農総合支援事業は、49歳以下の新規就農者に対しまして、経営が不安定な就農直後の所得を確保する資金を交付するものでございます。

一方、新規就農経営発展支援事業につきましては、49歳以下の新規就農者に対しまして、就農後の経営発展のために、機械、施設等の導入を支援するものでございます。以上でございます。

#### ○9番（角田龍仁君）

それでは、少し再質問させていただきます。

先ほどバックホーの購入ということでこの金額が361万2,000円という話を聞きました。これは補助率的な問題だと丸々そういう金額なのか。あと先ほどレンコン農家だというお話も聞いたんですけど、これは何名というか1事業なのか、その辺をちょっと詳しく、あと年齢とかその辺もちょっと詳しくお聞きしたいです。よろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

今回のこの補助につきましては、39歳のレンコン農家の方の1名分ということでございます。

この補助金の補助率でございますが、一応国が2分の1、あと県が4分の1、あと御自身で4分の1という補助率になっておりまして、今回361万2,000円の補助でございますが、一応購入予定の価格として481万8,000円ということで聞いております。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

では、令和5年度愛西市一般会計補正予算について質問いたします。

幾つかありますので、ちょっと質問されたところも、答えられたところもあるかもしれませんが、質問の答えのほうをお願いします。

まず、10ページ、11ページの2款9項2目事業者支援対策費の18節、交付金で、これについては製造業者エネルギー等、製造業と、それから施設園芸者、また畜産業者ということで2つに分かれています。それぞれ対象となる条件と対象となる事業者数、それから特に製造業者であれば、例えば作業所のある建設業、板金塗装、板金屋さんとかそういった作業所のある建設業は対象となるのか確認をお願いします。

あと、このそれぞれの支援についてですが、納税関係、市税の納税状況というのが資格としてあるのか。前回の10万円補助というのは滞納があったので支給がされなかったという例もあ

りましたが、本当に苦しんでいる人に対する費用であれば、何らかの相談をしてもらえるのかということがありましたので、納税の状況について教えてください。

あと、条件として令和5年1月ということですが、新規の業者についてはどのような扱いになるのか教えてください。

それから、申込方法についてはどのような方法なのか。先ほどお話しはありましたが、申込方法についてももう一度、再度確認をお願いします。

あと、給付の方法についても、中旬に締めて、末には支払うと。早期の対応を行うというお話しもありましたが、そのほか説明していないところがあれば教えてください。

続いて、同じく2款9項3目の市民生活応援費で18節の補助金1億2,567万円についてですが、これについては水道代の水道料について4か月分ということで支援をするということですが、水道代の4か月分としたこの理由について確認をしたい。先ほど各部長級がそれぞれ出し合って決めたんだよという話もありましたが、具体的に水道代の4か月分の支援とした理由についてお伺いします。

続いて、12ページ、13ページの2款9項5目の住民税非課税世帯支援事業費、19節の非課税世帯への物価高騰重点支援給付金1億7,400万円についての状況です。

お答えがあったかもしれませんが、申請の方法、また生活保護世帯等について、収入認定になるのかどうかということと、あと給付の予定、どういう形で、申請が要するのか、申請をした後どのくらいで給付がされるのかについてお伺いします。

先ほどもお話しもありましたが、あと市独自に増額等について、検討ができるという条件があるようですのでその検討はしたのか、再度お伺いします。

続いて、保育園と幼稚園等に関わる給食費の補助についての部分ですので、それぞれ7ページの13款2項1目の民生費負担金でマイナスされている部分、マイナス36万8,000円分、また12、13ページの3款2項2目の児童措置費の18節で保育所等副食代の378万円、それから15ページの10款6項1目の教育振興費の18節の保育所等副食代45万5,000円ということで、合計すると460万ほどだということでありましたが、これについて500円の増額をした理由について確認をさせてください。

また、7月分の増額、7か月分ということでしたその理由、もっと長くしてもいいんじゃないかと思いますが、その7か月分にした理由、500円にした理由についてそれぞれ教えてください。

続いて、14、15ページの4款1項7目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費のうちの18節の負担金、補助及び交付金の交付金ということで2,000万円、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業ということで2,000万円、事業に対する交付金が出ていますが、これはどういったものなのか、またどのように積算されているのか教えてください。

続いて、15ページの同じく6款1項3目農業振興費の18節、補助金、新規就農総合支援事業250万円について、増額の予算になりますので、どの作物を作付している方が増えたのか、それについて教えてください。

また、新規就農経営発展支援事業費については、先ほど具体的には聞きましたが、これについても併せて具体的な内容について教えてください。

以上、よろしくお願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、事業者支援のところですが、まず製造業のほうから順次御答弁させていただきたいと思います。

まず、対象となる条件でございますが、令和5年1月1日現在で製造業を営んでおり、今後もしも引き続き事業を継続する意思のある個人、法人で、中小企業者及び小規模企業者であること。

また、個人の場合は個人の住所が愛西市内にあること、法人の場合は事務所等の所在地が愛西市内にあるということでございます。

次に、対象となる事業者でございますが、約400者を見込んでおります。

その次、作業所のある建設業は対象となるかということでございますが、建設業は対象でございません。

市税の納付の条件でございますが、市税等の納付の条件は設けないものとしております。

続きまして、新規開業についてでございますが、令和5年1月1日を基準日として、基準日以後に開業された方は対象といたしません。

申込方法でございます。申込方法は、申請書、誓約書、同意書等に必要書類を添えて窓口もしくは郵送にて申請をしていただきます。

給付の方法でございますが、支援金は口座振込により交付のほうをいたします。個人の場合は個人本人の名義の口座に、法人の場合は法人名義の口座にそれぞれ振込のほうをさせていただきます。

続きまして、園芸及び畜産業者のほうでございます。

まず条件でございますが、令和5年1月1日現在、施設園芸や畜産業を営んでおり、今後もしも引き続き事業を継続する意思のある個人、法人で、中小企業者及び小規模企業者であること、あと施設園芸品を販売していること、施設園芸の経営面積が5アール以上であることでございます。

また、個人の場合は個人の住所が愛西市内にあること、法人の場合は事務所等の所在地が愛西市内にあることでございます。

次に、対象となる事業者数ということでございますが、250者を見込んでおります。

次に、市税の納付条件でございますが、市税等の納付の条件を設けないものといたします。

次に、新規開業でございます。こちらも令和5年1月1日を基準日といたしまして、基準日以後に開業された方は対象といたしません。

申込方法でございますが、こちらも申請書、あと誓約書、同意書等に必要書類を添えて、窓口もしくは郵送にて申請のほうをしていただきます。

給付の方法でございますが、給付の方法、こちらも支援金は口座振込により交付をいたします。個人の場合は個人本人名義の口座に、法人の場合は法人名義の口座にそれぞれ振込をいた

します。以上でございます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

上水道料金の免除、補助を4か月の支援とした理由でございます。

各支援事業のバランスなどを検討した結果、4か月の支援をすることといたしました。以上でございます。

#### ○社会福祉課長（伊藤義幸君）

非課税世帯への物価高騰重点支援給付金についてでございます。

申請の方法につきましては、該当する非課税世帯へ確認書を送付いたしまして、必要事項を記入していただいて御提出いただくというようなこととなります。

生活保護世帯の収入認定につきましては、収入認定はされません。

給付予定につきましては、7月下旬に確認書を送付して、受付を開始予定としております。

市独自に増額の検討ということにつきましては、検討した結果、増額はいたしませんでした。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

副食費についてです。

500分の増額の理由ですが、市独自事業として3,500円の副食費補助を実施していますが、保護者負担分としておおむね1,000円ほどお支払いいただいております。そのうち半額相当の500円を今回の追加金額といたしました。

次に、7か月とした理由についてです。

未就学児、就学児関係なく同様の補助を行うため、令和5年9月から令和6年3月までの7か月間で補助を行うことにいたしました。

続きまして、新型コロナウイルスワクチンについてです。

支援の具体的内容ですが、5月8日から始まっております新型コロナウイルスワクチンの春開始接種において、個別接種を促進するため協力医療機関に対し支援を行います。

具体的には医療機関が週100回以上の接種を4週間以上行った場合に週100回以上の接種を実施した週における全ての接種回数について1回当たり2,000円の支援を行うものでございます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、新規就農の関係でございます。

初めに、作物の種類ということで御質問ございました。

作物の種類はレンコンでございます。

支援の具体的な内容ということで、こちらは経営発展支援事業のほうでございますが、新規就農者に対しまして、就農後の経営発展のために機械、あと施設等の導入を支援するものでございます。事業費の2分の1を国が補助、あと4分の1を県が補助し、残り4分の1は本人の負担でございます。

今回はレンコン掘りに使用する油圧ショベルのバックホー、こちらを導入するというものを

支援するというところでございます。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、まず10ページ、11ページの2款9項2目の事業者支援対策費について質問ですが、令和5年1月1日、いろいろと言われましたけど、この製造業として判定をする仕方、業者の人が、俺、製造しているよと言えればいいのか、それとも何か事業者としての証明が必要な、営業許可証みたいなのがある事業者もあれば、そうでない事業者もあると思いますし、そういったものは条件となるのか、どうなるのか教えてください。

先ほど作業所のある建設業は対象とならないということだったんですが、作業所があれば、製造をしているんで、そこが製造業者だよと言えればいいのか、その辺のことについても確認をさせてください。

あと、納税については条件としないということは、エネルギー高騰対策特別ということでは非常に評価できることだと思いました。

あと、この施設園芸・畜産業者エネルギー等物価対策特別支援金についても、これについても施設園芸というのはどのように判定をするのか、畜産業者というのはどのように判定をするのか、申告書の控えを出せばいいのか、申告書に施設園芸というの何かを製造しているというのか、作物を作付してあるものを書けばいいのか、そういった対象となる条件について、再度詳細をお伺いします。

あと、先ほどの市民生活応援費で水道代についてはバランスを考えて4か月にしましたということですが、どことどういうふうなバランスを考えたのか教えてください。6か月間にしてほしかったなあというような声も聞こえてきますので、どのようなバランスだったのか、そのバランスの内容を教えてください。

あと、住民税非課税世帯支援事業ですが、確認書を7月に送付して、それでその確認書が戻ってきて、それで振込をするという内容になるという手順は分かりました。先ほど吉川さんの話もありましたので、独自に検討したけれどもしなかったという内容についても、不満はありますけれども、理解できました。

続いて、保育所についてですが、副食費についてですが、1,000円の分の半額ということをしているということなんですが、500円というと、1食当たり20円から30円ぐらいなんですが、これは学校教育のほうに合わせて500円としたのかなあというふうに思ったんですが、負担の半分を市が持つという内容にしたということですね。

あと、7か月とした理由も合わせたということですが、これは今後市独自に増額をする考えは、市一般財源から増額をするという考えはないのか、またその検討はしたのかしていないのかについて確認させてください。

続いて、新型コロナウイルスワクチン事業費です。14ページ、15ページの事業費2,000万円についてですが、100回以上されたというところについて1回2,000円分のということなんですが、2,000円分だとすると、2,000万円が1万件に対して2,000円を支払うことになるけど、この1万件の根拠というのか、どういった積算をされたのか教えてください。

最後ですが、農業振興費の新規就農総合支援事業費についてですが、250万円については150万円が県で100万円が市ということで250万円ということでよかったのか、その確認です。つまり1件だけ新規就農する人が増えたという理解でいいのか教えてください。

今後こういった新規就農は増加すればするほど補正予算を組んでいくという状況になるのかと思いますが、そういう理解でいいのか。上限を何件と設けて、来年にしてくださいというような話があるのか、確認をさせてください。

あと、すみません、戻って申し訳ないんですが、先ほどの10万円の事業者支援対策費ですが、これも400件と250件という上限がありますけど、これについては順次今どのくらいの割合で出ていますよみたいな、そういったこと、前回のときには3か月後ぐらいに何割出ていますみたいなことがホームページに出ていたんですけど、そういった周知は行っていくのか教えてください。

以上、お願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、事業者支援のところでの御答弁をさせていただきたいと思います。

まず製造業、あと施設園芸とか畜産の定義ということでございますが、まず製造業につきましては、日本標準産業分類の製造業に規定されているものということで、主として新たな製品の製造加工を行い、新たな製品を主として卸売する事業所のことということで定義をしております。

施設園芸業と、あと畜産業でございますが、まず施設園芸は野菜、花卉、果樹などの作物を本来生育しにくい場所や季節にガラス温室やプラスチックまたはビニールシートで囲ったハウス内で自然環境条件を整備しつつ栽培する園芸のことを指しております。

畜産業につきましては、俗にいう家畜を飼育し、食肉や卵などの畜産物を生産する業種ということで考えております。

その判定ということでございますが、今回御提出いただくものとして、添付書類として申告の写しとか開業の写しとかそういうところら辺を考えておりますので、そちらで判断をさせていただきたいと考えております。

また、それでなかなか分からないような場合につきましては、申出書という形で一応提出していただくということも考えておりますので、そちらで対応が可能かというふうに思っております。

割合の周知ということでございますが、一応以前もやっていたようにやっていければというふうに考えております。取りあえず以上です。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、バランスについてでございます。

こちらは電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の割当てに伴いまして、支援対象を全世帯、子ども・子育て、事業者継続エネルギー価格高騰対策の3つの支援に絞りまして決定させていただいたものでございます。以上です。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

続きまして、副食費についてですが、市独自事業として3,500円の副食補助を既に実施していますので、今のところは令和6年3月までの7か月間とする補助を考えております。

続きまして、新型コロナウイルスワクチンについてですが、1万回の根拠についてですが、令和4年度に実施しましたオミクロン株対応ワクチン接種の実績から、今回の春開始接種における想定接種回数を算定したところ、市内の上位3医療機関の接種回数がそれぞれ5,500回、3,700回、800回の計1万回と見込まれるためです。以上でございます。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

それでは、新規就農の関係でございます。

今回の250万、議員のおっしゃるとおり、150と市の100ということで1名分ということでございます。

あと、次、今後増えてきた場合、補正するのかということですが、こちらにつきましては、やはり申請の進み具合とかいろいろありますが、当初予算でのせられれば当然そんな形を取っていきたいと思うんですけれども、県からの交付決定やなんかがどんなタイミングで出るかということもあります。あと新規就農をされた方につきましては、やはり最初の経営というのは非常に厳しいということもありますので、なるべく早く支給できればというふうには考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

**○5番（真野和久君）**

それでは、3点ほど質問したいと思えます。

最初に歳出の11ページ、2款1項14目の補助金、自主防犯活動促進事業費2,000万円についてですが、それぞれ議員がかなり質問されたので、それについては最初の質問からちょっと省略して再質問でしたいと思います。通告した中では、基本的に今回の補助金に関して、防犯カメラ、あるいは特殊対策機器に関していわゆる機械そのものだけなのか、あるいは例えば維持管理費等の負担等についてもそれが対象になるのかについてお尋ねをしたいと思います。

また、特殊詐欺対策機器に関して、世帯構成、年齢以外の設置条件等はあるのか、また申込方法はどうかについてお尋ねします。

それから、歳入で7ページですけれども、13款2項3目1節教育費負担金の学校給食費負担金1,520万円の削減と、歳出の11ページの2款9項3目18節の交付金の給食費等支援28万1,000円についてですけれども、今回3月議会でもせめて値上げ分ぐらいは支援できないのかという話で、そのときはそのまま徴収しますと言っていましたが、今回こういう形で値上げ分だけは一応、ある意味最低限のところでは支援をするということを決めたことはとてもいいと思えますけれども、値上げ分だけとした理由、他市町と比較するとやはり給食費全体を3月まで支援しますというところも結構あるので、今回値上げ分だけとした理由についてお尋ねをしたいと思います。

それから、15ページの10款1項2目の事務局費17万円についてですけれども、これは学校教育研究委嘱校委託事業とキャリアスクールプロジェクト事業の合計だと思わなければならないけれども、これはそれぞれ対象の学校と、それからその内容について説明をお願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

防犯カメラ維持管理費の負担についてです。

防犯カメラ設置後の維持管理、修繕等は自治会自らが行っていただき、防犯カメラ設置自治会の負担となります。

続きまして、特殊対策機器の設置条件、申込みについてです。

補助対象者につきましては、65歳以上の独り暮らしの方、65歳以上の方のみで構成される世帯の方、日中に住居に65歳以上の方のみとなることが常態である世帯の65歳以上の方となります。機器につきましては、通話録音機能や着信拒否機能を有する固定電話に接続する機器や、同種の機能を内蔵する固定電話機が対象機器となります。

申込方法につきましては、8月1日より順次申請を受け付けますが、必ず購入設置前に補助金の交付申請をしていただくことが必要であります。以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

学校給食費の支援理由につきましては、まずは御答弁をさせていただきます。

物価高騰の影響による保護者の経済的な負担の軽減を図るために、保護者負担の増額分について補助、支援することとさせていただいたところでございます。

続きまして、学校教育研究委嘱校と研究の内容についてでございますが、永和小学校を対象に、多様な人権問題を解決・解消していくことを目的として、児童を対象としたいじめ予防出張授業や教員を対象とした学級経営等に関する講演等を実施し、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成するよう研究を行うものでございます。

続きまして、キャリアスクールプロジェクト事業の対象校と内容についてでございますが、草平小学校を対象に、地域の方や外部講師を招いた体験活動や講座を通して地域の人々と関わり、自分の生き方について振り返らせ、地域のよさを味わい、人との出会いを大切にできる児童の育成を目指すものでございます。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、再質問を行いたいと思っておりますけれども、最初にこれまでの皆さんも質問されました自主防犯200万円の合計ということですが、これは4台と128台という形で台数が決まっていますが、当然上限額まででない場合もあると思わなければならないけれども、それで予算が余れば追加ということも検討するのかどうかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、特殊対策機器について、世帯要件等はもう本当に年齢等だけということで、当然あとは電話があるんだと思わなければならないけれども、それでいいですね。

あと、申込みは購入設置前に申請ということですが、そのときにどんなものを買うんだとかそうしたことで必要なのか、取りあえずその辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、学校給食費のほうですけれども、当然物価対策対応ということでいいんですけれども、愛西市としていわゆる全額負担にしなかった理由、あるいは半額とかにしなかった理由、値上げ分だけにした理由について、ちょっともう一度具体的に教えてください。

それから、あともう一つ、教育のほうはいいです。それは再質問しません。

なので、以上についてお願いします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

事前に台数の計算はしておりますが、予算の範囲内であれば追加したいというふうに考えております。

次に、機器の内容につきましては、パンフレット、説明書等の確認はしたいと思っております。以上でございます。

**○教育部長（佐藤博之君）**

学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されております。

本市におきましては、学校給食に要する経費のうち、食材料費以外の光熱水費、施設整備費、修繕費、人件費等については市が負担し、さらに児童・生徒の食材材料に対しては、以前から1食当たり10円を市が補助させていただいているところでございます。

物価高騰の影響が子育て世帯に大きく影響していることなどを考慮させていただいた上で、今回は値上げ分についてのみ補助することとさせていただいたことにつきまして、御理解を頂戴したいと思うところでございます。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第27号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・議案第27号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第27号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について質問いたします。

7ページ、こちらの実施計画明細書の中で、支出のほうの1款1項4目の水道料金改定システムということについて165万円ということで予算の補正を立てられおりますが、これはどのような内容のシステム改修になるのか、これはどのくらい期間をかけてやるものなのか、確認

をさせていただきます。お願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

改修の内容についてでございますが、令和6年4月使用分からの水道料金改定に対応するため、現在使用している水道料金調定システムの改修及び検針表を発行する機器（ハンディターミナル）の内部仕様の変更を行うものでございます。

期間としては年度内で終了する予定でございます。以上です。

○4番（河合克平君）

それでしたら、まずハンディターミナルの内部の改修等ということで、ハンディターミナルというのは大体何台ぐらいあって、それで行われていると思いますけれども、何台ぐらいあるのかの確認をさせていただきます。

あと、今回は改修で基本料金と水道料金と分ける、水道料金をゼロとして分けるということになりますが、その内容も分かりやすく表示がされた形で請求がされるシステムになっているかとは思いますが、その確認をお願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

まずハンディターミナルの台数ですが18台分でございます。

あと、表記の仕方ですが、今後委託してから詳細に決めていきたいと考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・請願第1号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・請願第1号：インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・委員会付託について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第22号から議案第27号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、また請願第1号につきましては、会議規則第139条第1項の規定によ

り、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、6月23日午前9時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時36分 散会